

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【218】
2. 日 時：令和2年6月12日 10時00分～12時10分
3. 場 所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、片桐主任安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部 課長 他6名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、原子炉冷却系統施設の要目表等、令和2年5月26日、5月29日付けで書面にて確認した内容に対する「工事計画に関するヒアリングにおける事前確認（原子炉冷却系統施設）」について、令和2年4月16日、6月11日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉冷却系統施設の要目表等】

- 主要設備リストの「原子炉圧力容器～逃がし安全弁」等の主配管では、変更後の重大事故等対処設備の区分を「一」としており、その理由は設計基準対象施設のみ登録しているためとのことであるが、当該配管に対する設計基準事故時と重大事故等発生時の環境条件、急速減圧時の流路、バウンダリ範囲等を踏まえて重大事故等対処設備としない理由を詳細に説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

規制庁配布資料

- ・工事計画に関するヒアリングにおける事前確認について（原子炉冷却系統施設）